

事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（抄・改訂案）

（別添7）

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
<p>・事務リスク管理態勢 1. 事務部門の役割</p>	<p>内部管理</p>	<p>(3) 事務部門は、 営業店の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。 営業店長が、不正なことを隠蔽しないような体制を整備しているか。 検査部門等と連携して営業店の事務水準の向上を図っているか。 <u>事務を外部に委託する又は代行・代理する場合は、事務リスクの観点から委託先及び代行・代理先を管理しているか。</u></p>	
<p>・事務取扱等</p>	<p>(1) 内部業務</p>	<p>(1) 内部業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 現金・現物の管理 イ．役席者による残高管理 □．現金事故の連絡 便宜扱い等の異例扱いによる取引 イ．便宜扱い等の異例扱いの記録 □．営業店長又は役席者の承認 ハ．便宜扱い等の異例扱いの補完処理 ニ．便宜扱い等の異例扱いの多発先、経常先及びその担当者等のチェック 役席キーを使用する取引 イ．起算取引などの特殊取引のチェック □．役席キーを必要とする重要取引の選別 過振りの発生状況 イ．決済懸念のない先等過振先の確定 □．資金負担の発生する取引に対する事前の承認 書損証書等の取扱 手数料徴求・物件費支払い 喪失届の取扱 総合振込、資金化前振込の管理 店頭預り物件の保管状況 CDカードの管理 手形取扱、小切手取扱、内国為替取扱・送金、外国為替 マネーローダリング関連 イ．本人確認の懈怠（事務ガイドライン「別添連絡文書集」麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネーローダリングの防止について） □座の開設、貸金庫の貸与、保護預り、信託取引又は大口現金取引を行う場合（事務ガイドライン）</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(6) その他業務	<p>□ . 金融機関等による疑わしい取引の届出 (組織犯罪処罰法第54条)</p> <p>ハ . 犯罪収益等隠匿及び收受 (組織犯罪処罰法第10条及び第11条)</p> <p>(6) その他業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p>商品ファンド</p> <p>イ . 名義貸し、金銭等の貸付・媒介、不当な勧誘等禁止行為等の投資家保護等のための規制に留意した業務運営の確保</p> <p>□ . 元本割れ等のリスクを伴う商品であることの顧客に対する適切かつ十分な説明</p> <p>ハ . 職員に対する周知徹底</p> <p>抵当証券</p> <p>イ . 名義貸し、不当な勧誘等禁止行為等の購入者保護のための規制に留意した業務運営の確保</p> <p>□ . 元利金を保証する契約であるか否か等商品内容についての購入者に対する適切かつ十分な説明</p> <p>ハ . 職員に対する周知徹底</p> <p>貸付債権信託</p> <p>イ . 顧客の知識や経験等に応じた勧誘</p> <p>□ . 顧客への適切かつ十分な説明</p> <p>ハ . 職員に対する周知徹底</p> <p>小口債権販売</p> <p>地方公共団体等に対する債権の流動化</p> <p>一般貸付債権の流動化</p> <p>ローン・パーティシペーション</p> <p>外為業務</p> <p>イ . 金融機関等による疑わしい取引の届出 (組織犯罪処罰法第54条)</p> <p>□ . 犯罪収益等隠匿及び收受 (組織犯罪処罰法第10条及び第11条)</p> <p>ハ . 金融機関等の本人確認義務</p> <p>ニ . 金融機関等の本人確認の実施状況の報告 (外為法第55条の2)</p> <p>両替業務</p> <p>イ . 金融機関等による疑わしい取引の届出 (組織犯罪処罰法第54条)</p> <p>□ . 犯罪収益等隠匿及び收受 (組織犯罪処罰法第10条及び第11条)</p> <p>ハ . 金融機関等の本人確認義務</p>	